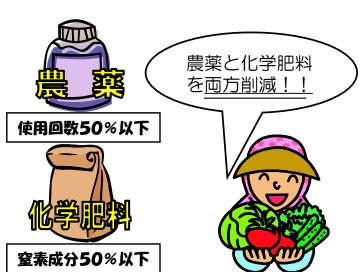
# 青森県特別栽培農産物 認証制度





- ◆ 青森県では、農薬や化学肥料を使わないか、その両方を通常の5 割以下に減らして生産した農産物を「特別栽培農産物」として認 証しています。
- ◆ 書類審査と現地調査を受け、基準を満たして認証された農産物は 特別栽培農産物のマークを付けて販売することができます。

## 計画の提出

○ 3月から7月に栽培を開始する「米」「りんご」等農産物は

○ 8月から11月に栽培を開始する「にんにく」「小麦」等農産物は

○ 12月から翌年2月に栽培を開始する「ハウストマト」等農産物は < 最寄りの農林水産事務所へ > 1月10日まで 6月10日まで 10月10日まで

# 認証の流れ



## お問い合わせ

#### 農産園芸課 環境農業グループ

〒030-8570 青森市長島1-1-1 TEL: 017-734-9353 FAX: 017-734-8141

### 各農林水産事務所(農業普及振興室)

東青: 〒030-0861 青森市長島2-10-3 TEL:017-734-9961 FAX:017-734-8305 中南: 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 TEL:0172-32-1131(代) FAX:0172-32-8544 三八: 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 TEL:0178-23-3794 FAX:0178-27-3323 西北: 〒037-0046 五所川原市栄町10 TEL:0173-35-2345 FAX:0173-33-1345 上北: 〒034-0093 十和田市西十二番町20番12号 TEL:0176-22-8111(代) FAX:0176-22-9161 下北:〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 TEL:0175-22-8581(代) FAX:0175-23-5887